



第69号  
 令和6年7月15日  
 発行者  
 綾瀬市身体障害者  
 福祉協会

### 令和六年度綾瀬市身体障害者

#### 福祉協会・総会

5月19日(日)綾瀬市保健福祉プラザ1Fで総会が行われました。コロナの流行から総会の書面化や来賓を招かない年が続いていましたが、今年は、古塩綾瀬市長と鈴木社会福祉協議会会長をお招きし、参加した会員は20名、他にも手話通訳者もお手伝い頂き、会長挨拶、来賓のお言葉を頂戴して総会が始まりました。

会長からは改正障害者差別解消法が施行され、理解を得たい私達の意識が大きく変わって来た感じですが、まだ一般企業、商店、一般市民の方は未だ未だという状態だと思えます。国では各市町村に支援協議会の設置を促進していますが、神奈川県でも県央地区ではこの協議会を設置したのは海老名市だけです。綾瀬市でも早く設置して私達が安心して社会生活が送れるように多くの人々に理解が得られるようにして欲しいものです。

市長からは、いざ災害等が発生したときには、障害者個人が入れる避難所を危機管理課と福祉総務課でその障害者個人に入居できる施設等を



「古塩市長」



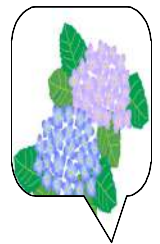
「鈴木社協会長」

決め、障害者一人一人に知らせてゆくように方策を検討し始めたというお話がありました。

社協会長は、まだ就任して1年たっていないので、細かなことはまだ分らないが、10年以上中村地区の自治会長をやっていたので、社協の働きについては理解し応援してきた。会長になって特別新しいことは始めていないが、障害者の支援は継続して発展させるといってお言葉でした。

その後、昨年度の事業報告、昨年度の会計報告、監査報告、今年度の事業計画、今年度の予算案の承認を得て、最後に今年度より新視覚部会長に就任した「佐原大樹」氏が挨拶をして、総会を終了しました。

7月には会報の発行がありますが、その頃には会の行事が決まっていますので、皆さんどうぞ参加して下さい。



### 「健やかに安心して暮らせる

#### 綾瀬市」を願って…。

金子 寿

前号の会報にも記事を載せましたので、既に皆さんもご存じのように令和6年4月1日に改正障害者差別解消法が施行されました。障害者が生活するうえでの障壁を取り除く「合理的配慮」が、国や自治体だけでなく、民間事業者にも求められるようになりました。

しかし、社会の中に出るとまだまだ見下すような対応を障害者が受けたり、車いすや盲導犬を使う人が入店を拒否されたりする事例が後を絶ちません。企業や学校、病院、NPOなど、あらゆる場面で意識改革が必要となります。過度な負担にならない範囲で、設備、施設などの変更や、活動に際しての支援に取り組まなければならないと思います。

障害者手帳を持つ人だけでなく、何らかの障害や病気があり、社会に残る障壁によって暮らしにくさを感じているすべての人のための施策ですが、いかに民間事業者への周知を徹底するかが課題です。

内閣府のホームページでも具体例を紹介していますが、例えば研修会へ参加する視覚障害のある人に、移動しやすしい出入口近くの席を確保したり、飲食店が聴覚に障害のある人向けに筆談ボードを用意するなど。また、車いすの人のために高いところの商品を取って渡す等々…。このような取り組みを参考にするとともに、当事者の声に耳を傾けて欲しいと思います。

また、相談機能の強化も必要です。内閣府は昨年10月、障害者や家族、事業者、自治体からの問い合わせに対応する「つなぐ窓口」を開設しました。今年2月までの相談は27件に上っていますが、窓口は令和7年3月までの試行的な取り組みのため、今後は常設化が望まれます。さらに障害者の希望に、事業者が対応しきれないケースもあるでしょう。そのような場合、両者の間に立って、話し合いや歩み寄りを促す仕組みを作ることも検討することも必要です。

差別をなくすことは、国際的な潮流です。国連の「持続可能な開発目標(SDGs)」は、不平等の解消やバリアフリーの実現を謳っています。障害者に障壁のない社会は、だれにとっても暮らしやすいはずですが、超高齢社会の課題解決にもつながります。社会全体が我がこととして、

差別解消の取り組みを進めることが肝要だと思っています。

私たちの住む綾瀬市も今から24年前の平成12年12月に全国に先駆け、子どもから高齢者、障害の有無、国の違いを問わず、すべての人が健やかに安心して暮らせるまちを目指して「綾瀬市バリアフリー都市宣言」が行われました。また、つい先日には市長選挙が行われて新しい市長が誕生しました。今後は新しい市長の福祉の舵取りに期待しながら、私たち障害のある人たちにとっても真の意味で「健やかに安心して暮らせる綾瀬市」になることを願っています。

【新聞記事】



「老障介護」足りない福祉の手

読売新聞 4月22日

介護する側も高齢者という「老老介護」と同様に、年を重ねた親が障害のある子どもを世話する「老障介護」も問題となっている。背景には障害者福祉サービス事業者の人材不足がある。政府は解消に向け、昨年十二月に事業者への報酬額を1%超と大幅に引き上げたが、現場では「不十分」との声が上がる。

厚生労働省が2016年に実施した障害者の「生活のしづらさに関する調査」では、65歳未満の障害者の54%が親と同居し、72%が今後も「今までと同じように暮らす」

ことを希望した。「老障介護」の家庭は多いとみられるが、国による調査は行われず、実態は明らかになっていない。

国は、病院や郊外の施設などでの生活を余儀なくされてきた障害者たちが地域の中で自立して生きられる社会の実現を目指し、各自治体にGHなどの整備を求めてきた。事業者による居宅介護や重度訪問介護などの拡充も欠かせない。

ところが、障害福祉分野の介護サービス利用者が10年度の約79万人から19年度は約2.5倍の約194万人に増えたのに対し、職員数は同じ期間で約64万人から約1.7倍の約111万人となるにとどまった。

障害者福祉事業所の全国団体「きょうされん」（東京）が昨年6〜8月に行った事業所への調査では、正規職員は応募が少なく、募集に対する採用人数の割合は53.5%だった。「人手不足で夜間の支援の一部を断念した」などと訴える職員の切実な声も聞かれる。

人が集まらない最大の要因は低賃金だ。厚生省によると、22年の障害福祉分野の賃金水準は29.8万円、全産業平均（36.1万円）より6.3万円も低い。障害福祉サービス等報酬の改定は介護報酬とともに3年に1度行われるが、政府はこうした状況や物価高騰も踏まえ、来年度分を1.12%のプラス改定とした。21年度改定（0.56%）の倍となる大幅引き上げだ。しかし、きょうされんの小野常任

理事は「全産業の給与水準まで引き上げる必要がある」と述べ、人材不足解消は遠いとの見方を示す。国内総生産（GDP）に占める障害施策の公費支出割合は経済協力開発機構（OECD）加盟国でも下位で、抜本的な政策転換の必要性を訴える。小野理事は「慢性的な職員不足で、利用者が望む暮らしを提供できない事態を招いている。このままでは障害者の生活が成り立たなくなる」と危惧する。



定額減税開始、年金で実感 得られるのは限定的

毎日新聞 6月11日

6月から始まった1人あたり4万円の税負担を減らす定額減税は、公的年金受給者も対象だ。14日に支給される4〜5月分の年金から所得税の減税が始まる。ただ、年金支給日に減税を実感する受給者は限定的なようだ。一方、定額減税開始に当たって気を付けたほうがいいこともある。

定額減税は所得税3万円と、住んでいる自治体に納める住民税1万円

の計4万円が減額される。届け出は必要なく、納税者本人のほか配偶者などの扶養家族も対象だ。

公的年金の支払いは2カ月に1回の偶数月だ。所得税は6月の支給で減税しきれなければ、8月以降に繰り越される。住民税は10月分の年金から減税し、控除しきれない場合は12月、来年2月に繰り越される。いずれも減税しきれない場合は今夏以降、自治体から差額分が給付される予定だ。

ただ、年金受給者でも所得税や住民税を納めていない人は定額減税の対象外だ。この場合は、既に非課税世帯向けの1世帯当たり10万円を給付済みだ。厚生労働省によると、約4000万人いる年金受給者の多くが現金給付の対象で、定額減税の対象者は約500万人という。定額減税の効果を実感する機会は少ないとみられるものの、物価や賃金の上昇に伴い、年金支給額は6月支給分から前年度比2.7%増となる。

また、合計所得1805万円超の高所得者、非課税の遺族年金や障害者年金などの受給者も対象外となる。扶養親族に増減があった場合は、確定申告で差額を精算する必要がある。注意しなければならぬのは、定額減税の開始に伴って増えている不審な電話やメールだ。「定額減税で還付が受けられる」などと語り、口座情報の提供などを求める詐欺事案も発生している。国税庁は「電話やメールで銀行の口座情報やATM（現金自動受払機）の操作をお願いすることは一切ない」としている。